

案

堺市立農業公園「交流施設」指定管理者 業務仕様書

堺市立農業公園総合交流ゾーンの農産物直売所並びにこれに係る駐車場及びその他便益施設（以下「農業公園「交流施設」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

1 趣旨

この仕様書は、農業公園「交流施設」の指定管理者が行う業務の内容及び履行の方法等について定めることを目的とする。

2 施設の名称、場所

- (1) 施設の名称 農業公園「交流施設」
(2) 設置年月 平成12年4月
(3) 設置場所 堺市南区鉢ヶ峯寺2036-1外
(4) 施設規模 木造合金メッキ鋼板葺 平屋建
　敷地面積 1,341 m²
　建築面積 1,134 m²
(5) 施設内容 農産物直売所（売場、バックヤード、事務所、更衣室、倉庫、便所等）
付帯設備 電気設備、井水受水槽、空調設備、駐車場
併設施設 堺・緑のミュージアム ハーベストの丘（農業公園「加工体験施設」含み「交流施設」除く。）
(農業公園「交流施設」の指定管理者の管理対象外)

3 業務内容

(1) 施設の運営に関する業務

ア 職員の配置に関すること

(ア) 管理責任者を1名配置すること。

(イ) 午前8時から午後6時までは農産物直売所の出荷受付、販売等の業務が確実に行える体制をとること。

(ウ) 配置する人員の勤務体系は、労働基準法その他の労働関係法を遵守し、農業公園「交流施設」における市民サービスの確保に支障がないようすること。

(エ) 従業員に対して農業公園「交流施設」の管理上必要となる知識・技能を習得させるとともに、資質の向上を図るために必要な研修（人権研修を含む。）を行うこと。また、研修実施後は、市に報告書を提出すること。

イ 農産物直売所の運営に関する業務

(ア) 出荷物の生産計画及び出荷調整に関すること。

(イ) 出荷物の受入・販売に関すること。

- (ウ) 出荷者の確保・育成に関すること。
 - (エ) 出荷者の栽培及び加工技術の向上と安全確保のための意識の向上に関する研修に関すること。
 - (オ) 商品の仕入、販売に関すること
 - (カ) 出荷者への支払いに関すること
 - (キ) 売り場レイアウトに関すること
 - (ク) 堺市産農産物の販売促進に関すること。
 - (ケ) 施設利用者への飲料等の供給に関すること。
 - (コ) その他の施設の円滑な運営に必要な業務
- ウ 特產品コーナーの管理運営に関する業務
- (ア) 出荷団体（伝統産業・観光・友好都市等）との出荷品調整に関すること。
 - (イ) 展示品・販売品の管理に関すること
 - (ウ) 売場レイアウトに関すること
 - (エ) 出荷者への支払いに関すること
 - (オ) 観光・友好都市等のパンフレット等の配架に関すること
- エ 施設利用案内等に関する業務
- (ア) 施設利用のための手引き、パンフレット等を作成すること。
 - (イ) 機関紙の発行、ホームページの制作等による利用者への広報を行うこと。
 - (ウ) 電話等による問合せ、文書照会、業務視察、施設見学等への対応を行うこと。
 - (エ) 施設PRのために区民まつり等イベントに参加すること。
- オ 苦情対応
- 利用者からの苦情に対しては、必要に応じて市と協議を行って適切に対応すること。また指定管理者の管理業務以外に関する苦情については、適切に関係部署に連絡又は引継を行うこと。
- (2) 施設の維持管理に関する業務
- ア 適正な維持管理
- 農業公園「交流施設」の施設、設備、器具備品の維持管理に際しては、常に利用者の安全確保に万全を期すとともに、善良な管理者の注意をもって適正に行うこと。
- イ 備品等の貸与及び購入
- (ア) 現に農業公園「交流施設」に設置している器具備品については、本市が指定管理者に無償で貸与する。
 - (イ) その他管理業務に必要な器具備品及び消耗品は指定管理者が購入して設置することとする。
 - (ウ) 既設備品及び不具合が生じた備品等の更新は、原則として指定管理者の負担とする。
 - (エ) 備品等は整理し、購入廃棄等の異動については、定期的に市に報告すること。
- ウ 保守点検業務
- 施設、設備等の法定点検を実施すること。また、その他の保守点検、整備等については、

施設の快適な環境の維持、利用者の安全確保及び利便性確保の観点から、指定管理者において行うこと。

エ 施設及び備品の現状変更

指定管理者は原則として施設及び備品の原状を変更できないが、指定管理者の発意による市民サービス向上に資するための施設設備の改良等については、市と協議の後、申請を行い、市が承認した場合は、指定管理者の費用負担により実施できること。

オ 現地調査

市は、必要に応じて施設、設備、器具備品の維持管理について現地調査を行うことができるものとする。

(3) その他

ア 緊急時等への対応

(ア) 日常警備

農業公園「交流施設」の管理業務においては、施設の防犯、防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境を確保することとし、施設の警備業務を適切に行うこと。

(イ) 事件事故及び災害の発生時等の対応

利用者の避難、誘導、安全確保、関係機関への通報等についての対応計画や防犯・防災対策マニュアルを作成し、職員の指導及び避難誘導訓練を行うこと。また、急病人、けが人の発生に対応できるよう、近隣の医療機関と連携を図ること。

緊急事態が発生した場合は、初期消火活動、避難誘導、負傷者の救護等、迅速かつ最善の対応をとること。

なお、地震、台風等の発生時は、市は管理運営業務の休止を指示することがある。

(ウ) 臨機の措置

災害防止、人命救助等緊急の必要があるときは、施設の管理運営業務の範囲外であっても指定管理者の判断により臨機の措置をとること。また、臨機の措置をとった場合は、市に事後報告すること。

(エ) 消防法上の措置等

施設内の火気管理を徹底するとともに、防火責任者の選任、消防計画の策定、消防設備の点検等消防法上必要な措置をとり、平素から所轄消防署等と連絡を密にして防火管理の適正を期すこと。

イ 関係機関等との協議

管理業務の実施に当たっては、適宜市の関係課等と連絡調整又は協議を行うとともに、市の要請に応じて連絡会議等に出席すること。また、農業公園「加工体験施設」指定管理者並びに連携して運営する民間企業と連携を図るとともに、利用者団体や地域と良好な関係を維持すること。

ウ 市の広報業務への協力について

市民サービスの一環として、市の発行するパンフレット、刊行物の配架、配布、ポスターの掲示を行うなど、市の広報業務に協力すること。

エ 規則・マニュアル等の作成

指定管理者は、施設の管理業務に必要な規則・マニュアルを適宜市と協議を行って作成し、事前に市の承認を得ること。

オ 保険加入

指定管理者は、管理業務におけるリスク分担に備えて、市と指定管理者を被保険者とする施設賠償責任保険に加入すること。なお、保険金額は身体賠償1名支払限度額1億円以上、1事故支払限度額1億円以上、対物賠償1事故支払限度額5千万円とする。

カ 市との協議

管理業務の実施に際して、仕様書に規定のない事項等や疑義が生じた場合は、適宜、市と協議を行うこと。

3 管理の基本的事項

指定管理者は次の事項を基本として堺市立農業公園「交流施設」の管理を行うこととします。

- (1) 堺市立農業公園条例第1条の設置目的に基づき管理を行うこと。
- (2) 個人情報の保護を徹底するとともに情報公開を積極的に推進すること。
- (3) 公の施設であることを念頭において、公正、公平な管理を行うこととし、特定のものに有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (4) 管理業務に際し、政治的行為又は宗教的行為と疑われるような活動や営利を目的とする活動はしないこと。
- (5) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ってサービスを提供すること。
- (6) 法令等を遵守して適正に管理業務を行うこと。
- (7) 効果的かつ効率的に管理業務を行い、経費の縮減に努めること。
- (8) 地域住民や利用者の意見・要望を管理業務に反映させ、サービスの向上を図ること。
- (9) 利用者が安全かつ快適に利用できるように施設設備を適正に維持管理すること。
- (10) 省資源、省エネルギーに努め、廃棄物の排出を抑制して、環境への負荷の低減に努めること。
- (11) 地域の住民、自治組織、事業者等と良好な関係を維持すること。
- (12) 法人もしくは団体として障害者雇用の促進に関する法律に定めた障害者雇用率の達成に努めること。
- (13) 高齢者、障害者等就職困難者の雇用に積極的に努めること。また、訓練機会の提供に積極的に努めること。

4 自主事業

指定管理者は、上記事業のほか施設の利用促進、利便性の向上等を考慮した事業等をあらかじめ市にその内容を提案し、承認を得た上で実施することができる。

自主事業の実施に要する経費は、指定管理者が負担し、事業により得た収入は指定管理者に帰属する。また、当該事業の実施に伴う一切の責任は、指定管理者にあるものとする。なお、施設の管理運営に関する管理運営業務と本自主事業は経理を区分し、本自主事業についても月

例報告書で報告すること。

5 管理経費等

(1) 会計年度

堺市立農業公園「交流施設」の管理に係る会計年度は4月1日から翌年3月31日までとします

(2) 指定管理料に含まれる経費

指定管理料には次のとおり原則として管理業務に必要な一切の経費が含まれます。

ア 人件費

イ 管理費（保守管理費、消耗品費、修繕費、光熱水費、通信費、広告宣伝費、備品購入費、リース料、レンタル料、各種保険料、委託料、租税公課、交際費等）

※ 施設の保守管理、安全点検、衛生管理、軽易な補修に必要な経費は指定管理料に含まれるものとして、指定管理者の責任と費用負担において実施するものとします。ただし、施設・設備の大規模な補修（1件あたり60万円（税込）を超えるもの）及び器具・備品の大規模な修繕（1件あたり30万円（税込）を超えるもの）については、市と指定管理者が協議を行い、市が必要と認めるものについては、市の責任と費用負担において実施することとします。この場合においても、指定管理者の管理上の瑕疵による施設の損傷を補修するときは、指定管理者の責任と費用負担で実施することとします。

(3) 指定管理者の収入

指定管理業務の対価として、指定管理料のほか、農業公園「交流施設」の利用料金が指定管理者の収入となります。

(4) 自主事業の実施に係る経費

自主事業の実施に係る経費は、指定管理業務の対価として得た収入から支出できません。当該自主事業から得られる収入により賄うこととします。

(5) 併設施設の経費の取扱い

次の各号に掲げる項目については、農業公園「交流施設」と併設している農業公園「加工体験施設」指定管理者並びに連携して運営する民間企業との共通経費として、経費負担割合及び支払方法については協議の上で別途定めるものとする。

ア 駐車場の警備員の配置及び維持管理に係る経費

イ 井水ポンプに係る維持管理経費

(6) 経理事務

ア 指定管理者は経理に関する規程を策定し、適正に経理事務を行うこととします。また、経理事務に当たっては、管理業務に係る独立の帳簿を設けることとします。

イ 自主事業に係る経費は他の経費と明確に区分して経理事務を行うこととします。

6 管理の基準

(1) 関係法令の遵守

農業公園「交流施設」の管理業務を行うに当たっては、次の法令等を遵守するものとします。

- ア 地方自治法及び地方自治法施行令
- イ 堺市立農業公園条例、堺市立農業公園条例施行規則
- ウ 労働基準法その他の労働関係法令
- エ 堺市個人情報保護条例、堺市情報公開条例
- オ その他関連法規・要綱・要領・通知等

(2) 開館時間及び休館日

開館時間及び休館日は堺市立農業公園条例第24条の規定により、指定管理者が市長の承認を得て定めること。

(3) 使用許可

市民の施設利用にあたっては、地方自治法第244条第2項及び第3項の規定を遵守すること。また、施設の使用許可及び使用許可の取り消しは、堺市立農業公園条例第11条の規定を遵守すること。

(4) 守秘義務

指定管理者の役員及び従業員は、堺市立農業公園条例第24条第3号の規定を遵守し、業務上知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に使用しないこと。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又はその職を退いた後も同様とする。

(5) 個人情報の保護

指定管理者は、堺市個人情報保護条例第11条及び第49条の2並びに「個人情報取扱特記事項」の規定を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。

指定管理者は、同条例の趣旨に則り、個人情報の保護に関して規定を定めて、市に準じた取扱いを行うこと。

なお、指定管理者（指定管理者から再委託を受けた事業者を含む。）の従業員（従業員であった者を含む。）による管理業務上知り得た個人情報の不正利用等に対しては、同条例第56条又は第57条の規定により罰則が適用される。この場合において、同条例第61条第1項の規定により、指定管理者（指定管理者から再委託を受けた事業者を含む。）である法人等に対しても罰則が適用される。

(6) 情報公開

指定管理者は、堺市情報公開条例第36条の2の規定を遵守し、管理運営に関して保有する情報の公開に努めなければならない。

指定管理者は、同条例の趣旨に則り、情報公開に関して規定を定めて、市に準じた取扱いを行うこと。

(7) 文書管理

指定管理者には、農業公園「交流施設」の管理運営業務上作成し、又は取得した文書について、目録を作成して適正に管理を行うとともに、市が指示する期間当該文書を保存することと

します。また、指定期間の満了時や指定が取り消された時は、当該文書を市に引き渡してください。

(8) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する堺市職員対応要領を踏まえた対応

指定管理者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)に基づく不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供に関しては、障害者差別解消法第11条の規定により主務大臣が定める指針を遵守するとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する堺市職員対応要領（平成28年3月策定）を踏まえ、適切に対応すること。

(9) 市の施策との整合・協力

ア 障害者等就職困難者の雇用

法人もしくは団体として障害者雇用の促進に関する法律に定めた障害者雇用率の達成に努めるとともに、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律を踏まえた物品等の調達、高齢者や障害者等の就職困難者の雇用や訓練を積極的に受入するなど、就職困難者に配慮した取組に努めること。

イ 市内経済の活性化

指定管理者は、市内業者の育成及び市内経済活性化を図るため、可能な限り市内業者の活用や地元住民の雇用等に努めること。

ウ 地域振興、地域コミュニティの醸成

指定管理者は、地域団体、地域住民、NPOとの協働による取組等の地域振興や地域コミュニティの醸成に努めること。

エ 環境問題への取組

指定管理者は、次に掲げる省資源、省エネルギー、リサイクルの推進等、環境に配慮した取組の推進に努めること。

- ・ 環境に配慮した商品等の購入（グリーン購入）の推進
- ・ 省エネ運転等による電気、ガス等のエネルギー消費量の節減及び光熱費の抑制
- ・ 電力デマンドのピークカット等による節電
- ・ 資源の有効活用やリサイクルの推進による廃棄物の排出抑制
- ・ 廃棄物の適正処理

オ 暴力団排除

指定管理者は、堺市暴力団排除条例の趣旨に則り、適正な施設の管理運営に努めること。

カ 市政への協力

上記のほか、公の施設の指定管理者として、節電、災害対策、禁煙など市の施策と整合した取組が求めらるので、それらの取組に積極的に協力すること。

7 基本事業計画書及び年度事業計画書

指定管理者は、申請に際し提出した事業計画書(企画提案書)をもとに、市と協議調整を行い、管理業務に関して、次の事項を内容として、基本事業計画書及び年度事業計画書を作成し、市に提出して承認を受けることとします。

- (1) 管理運営方針（人権尊重の考え方、就職困難者の雇用等の方針、障害者等への配慮、環境方針を含む。）
- (2) 従業員の配置計画（法令等により免許・資格を要するものは証明書類の写しを添付（施設に応じて障害者・高齢者等の採用計画を含む））
- (3) 従業員名簿（雇用形態を含む）
- (4) 職員の研修計画（人権研修を含む。）、人材育成計画
- (5) 個人情報の保護方針及び保護措置
- (6) 情報公開方針及び広報計画
- (7) 利用促進計画、サービス向上の方策
- (8) モニタリング計画（利用者意見の聴取等）と管理業務への反映
- (9) 自主事業実施計画
- (10) 管理施設、設備、器具備品等の維持管理方針
- (11) 第三者への業務の委託計画
- (12) 苦情、要望への対応
- (13) 緊急時対策
- (14) 収支計画
- (15) 目標設定と目標達成の方策

※ 基本事業計画書（指定期間中の共通計画）

事業計画書(企画提案書)に記載された内容のうち、全指定期間を通じて規定または決定しておるべき基本的な事項について記載

※ 年度事業計画書（年度ごとの事業計画）

事業計画書(企画提案書)に記載された内容のうち、年度単位で規定または決定すべき事項について記載（基本事業計画書に記載された内容以外のすべての事項を記載）

8 業務の第三者への委託

指定管理者は、管理業務の全部又は一部を第三者に委託することはできない。ただし、別紙仕様書に記載している業務の全部又は一部については、あらかじめ市に書面で届け出て、承認を得た場合は、第三者に委託することができる。この場合、指定管理者の責任において当該業務の履行や委託先の法令遵守等を確保することとし、当該委託先からさらに再委託させることはできない。また、堺市入札参加資格者の入札参加停止等に関する要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた者及び堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けた者並びに暴力団員又は暴力団密接関係者と認められる者に委託することはできない。なお、第三者に業務を委託した場合は、当該委託先との委託契約書等の写し及び誓約書の写しを市に提出すること。

9 市の指示等

- (1) 市は施設管理の適正を期すため、指定管理者に対して、管理業務又は経理の状況に關し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。(地方自治法第244条の2第10項)
- (2) 指定管理者が(1)に定める指示に従わないと認められるときは、市は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。(地方自治法第244条の2第11項)

10 モニタリング等

- (1) 指定管理者には、管理運営に関する利用者の意見や要望を把握し、管理業務に反映させるため、市として求める目標や水準の達成状況及び市と協議して設定した調査項目について、利用者を対象とした意見箱の設置やアンケート等による意見聴取を行い、その結果（自己評価を含む。）を集計して市に報告書を提出すること。
- (2) 市は、指定期間中において、必要に応じて隨時に管理業務の実績の確認及び評価をするためのモニタリングを行うことができるものとし、指定管理者はこれに協力すること。
- (3) 第三者（施設関係者以外）によるモニタリングを実施する場合があり、指定管理者はこれに協力すること。

11 管理業務の報告

- (1) 指定管理者は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）終了後、2か月以内に管理業務に関して、次の事項を内容とする事業報告書を市に提出すること。事業報告書は、堺市情報公開条例において規定する非公開情報に該当する部分を除き、市政情報センターで一般の閲覧に供します。

- ア 収支状況
- イ 利用料金の収入状況
- ウ 管理業務の実施状況
- エ 施設の利用状況
- オ 自主事業の実施・収支状況
- カ 利用者意見の聴取状況
- キ 人材育成の取組（人権研修を含む職員の研修の実施状況等）
- ク 事故、苦情及び要望の件数、内容とその対応
- ケ 個人情報の保護、情報公開の実施状況
- コ 備品の状況
- サ 指定管理者の目標の達成状況及び自己評価並びに管理業務の総括等
- シ その他市長が必要と認める事項

- (2) 指定管理者は、毎月終了後15日以内に市に対し、次の事項を内容とする月例の業務報告を行うこと。
- ア 管理業務の実施状況
 - イ 利用料金の収入状況
 - ウ 施設の利用状況
 - エ 利用者意見の聴取状況
 - オ 事故、苦情及び要望等の件数、内容とその対応
 - カ その他市長が必要と認める事項
- (3) 指定管理者は、上半期末の翌月末までに市に対し、次の事項を内容とする上半期業務報告を行うこと。
- ア 管理業務の実施状況
 - イ 上半期の収支状況
 - ウ 利用料金の収入状況
 - エ 施設の利用状況
 - オ 利用者意見の聴取状況
 - カ 事故、苦情及び要望等の件数、内容とその対応
 - キ その他市長が必要と認める事項
- (4) 次のような事項に該当したときは、指定管理者は速やかに市に報告を行うこと。
- ア 施設において、事故又は災害等の緊急事態が発生したとき。
 - イ 施設の管理業務に関して指定管理者が争訟を提起されたとき、又は提起されるおそれがあるとき。
 - ウ 金融機関との取引が停止となったとき。
 - エ 施設の管理業務に関して有する債権に対して差押え又は、仮差し押さえがなされたとき。
 - オ 破産、会社更生、民事再生及び特別清算のいずれかの申立てを行うとき、又は申立てするおそれがあるとき、又は破産の申立てをされるおそれがあるとき。
 - カ 定款若しくは寄附行為又は登記事項に変更があったとき、その他適正な管理業務に支障を来たす事態が生じたとき。

1.2 管理業務の継続が困難になった場合の措置

(1) 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務の継続が困難となった場合

市は指定管理者の指定を取り消す等の措置をとることとします。この場合、市に生じた損害は指定管理者が市に賠償するものとします。

(2) 不可抗力等により管理業務の継続が困難となった場合

自然災害その他の不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由の場合、事業継続の可否について協議するものとします。協議の結果やむを得ないと市が判断した場合は、市は指定管理者との協定の解除及び指定の取消しができるものとします。

13 引継ぎ等

(1) 指定管理者の指定後、指定期間開始までの間に、堺市立農業公園「交流施設」の管理業務に関する市及び現指定管理者との引継、指定管理者の従業員の研修及び帳票類の印刷等必要な準備を行うこと。

また、指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消しによって管理業務が終了したときは、次期管理者が適切に施設の管理業務を実施できるように本市もしくは、次期管理者に引き継ぐこと。

(2) 指定管理者が施設設備の原形を変更している場合は、指定管理者の費用負担によりこれを原状に回復して引き継ぐこと。

14 市として求める目標・水準等

区分	項目	目標・水準等
① 適正な管理運営の確保に関する目標	地元出荷率	66%（平成31年度） 67%（平成32年度） 68%（平成33年度） 69%（平成34年度） 70%（平成35年度）
② 利用者サービスの向上への取組に関する目標	利用者数	230,000人（平成31年度） 232,500人（平成32年度） 235,000人（平成33年度） 237,500人（平成34年度） 240,000人（平成35年度）
③ 収支に関する目標	売上金額	410百万円（平成31年度） 420百万円（平成32年度） 430百万円（平成33年度） 440百万円（平成34年度） 450百万円（平成35年度）
④ その他の目標	年間出荷者数	350人（平成31年度） 355人（平成32年度） 360人（平成33年度） 365人（平成34年度） 370人（平成35年度）

堺市立農業公園「交流施設」備品一覧表

農産物直売所売場 無償貸与する備品一覧

所在場所	備品番号	品名	所在場所	備品番号	品名		
直売所(売場)	61854	シール機	直売所(売場)	A8000674	レジスター		
	61856	収納ワゴン		A8000675	レジスター		
	61858	収納ワゴン		A8000683	平台		
	61859	収納ワゴン		A8000685	平台		
	61860	収納ワゴン		A8000686	平台		
	64162	飾り棚		A8000687	厨房用受台		
	64181	長椅子		A8000688	その他電気製品		
	64182	長椅子		A8000690	平台		
	64184	長椅子		A8000691	平台		
	64186	長椅子		A8000692	平台		
	64190	長椅子		A8000693	平台		
	64192	長椅子		A8000694	平台		
	64194	長椅子		A8000695	平台		
	64195	長椅子		A8000696	平台		
	64196	長椅子		A8000697	平台		
	64197	長椅子		A8000698	平台		
	64200	長椅子		A8000699	平台		
	64201	長椅子		A8000700	平台		
	64202	長椅子		A8000701	平台		
	64203	長椅子		A8000702	平台		
	64204	パンフレットスタンド		A8000704	平台		
	64221	展示ケース		A8000705	平台		
	64222	展示ケース		A8000706	平台		
	98824	精米機		A8000707	平台		
		A8000616		棚		A8000708	平台
		A8000617		棚		A8000709	平台
		A8000618		棚		A8000710	平台
		A8000619		棚		A8000711	平台
		A8000620		棚		A8000712	平台
		A8000621		棚		A8000713	平台
		A8000622		棚		A8000714	平台
		A8000623		棚		A8000715	平台
		A8000624		棚		A8000716	平台
		A8000625		棚		A8000717	平台
		A8000626		棚		A8000718	平台
		A8000627		棚		A8000719	平台
		A8000628		棚		A8000720	平台
		A8000629		棚		A8000721	平台
		A8000631		集塵機		A8000722	平台
		A8000633		カート		A8000723	平台
		A8000637		台秤		A8000724	平台
		A8000638		シーラー		A8000725	平台
		A8000639		精米機		A8000727	平台
		A8000640		精米機		A8000728	平台
		A8000641		厨房用受台		A8000729	平台
	A8000642	厨房用受台		A8000730	平台		
	A8000671	パネル写真一式		A8000731	平台		
	A8030264	整理台		A8000732	平台		
	A8000673	レジスター		A8000733	平台		

堺市立農業公園「交流施設」備品一覧表

農産物直売所売場 無償貸与する備品一覧

所在場所	備品番号	品名	所在場所	備品番号	品名
直売所(売場)	A8000734	平台	直売所(売場)	A8030240	平台
	A8000735	平台		A8030241	平台
	A8000736	平台		A8030242	平台
	A8000737	平台		A8030243	平台
	A8000738	カウンター		A8030244	平台
	A8000739	カウンター		A8030245	平台
	A8000740	カウンター		A8030246	平台
	A8000741	カウンター		A8030247	平台
	A8000742	カウンター		A8030248	平台
	A8000743	平台		A8030250	平台
	A8000744	平台		A8030267	業務用冷蔵庫
	A8000745	平台		A8030268	業務用冷蔵庫
	A8000746	平台		A8030269	レジスター
	A8000747	平台		A8030270	レジスター
	A8000748	平台		A8030271	レジスター
	A8000749	平台		A8030272	レジスター
	A8000750	平台		A8030273	レジスター用プリンター
	A8000751	平台		A8030274	レジスター用プリンター
	A8000752	平台		A8030275	レジスター用プリンター
	A8000753	平台		A8030276	レジスター用プリンター
	A8000758	冷蔵ショーケース		A8068388	冷蔵ショーケース
	A8000759	冷蔵ショーケース		A8079121	精米機
	A8000760	冷蔵ショーケース			
直売所(売場)	A8023484	平台			
	A8023485	平台			
	A8023486	平台			
	A8023487	平台			
	A8023488	平台			
	A8023489	平台			
	A8023490	平台			
	A8023491	平台			
	A8023492	平台			
	A8023493	平台			
	A8023494	平台			
	A8023495	平台			
	A8023496	平台			
	A8023497	平台			
	A8023498	平台			
	A8023499	平台			
	A8023500	平台			
	A8023501	平台			
	A8023502	平台			
	A8023503	平台			
	A8023505	パネル写真一式			
	A8030234	平台			
	A8030235	平台			
	A8030236	平台			
	A8030237	平台			
	A8030239	平台			

農業公園「交流施設」備品一覧

農産物直売所・バックヤード・事務所・倉庫等

所在場所	備品番号	品名	所在場所	備品番号	品名
バックヤード1	61855	収納ワゴン	バックヤード2	64128	更衣ロッカー
	61857	収納ワゴン		64129	更衣ロッカー
	61861	ばね秤		64142	更衣ロッカー
	64145	脚付ボード		64144	更衣ロッカー
	64161	製氷機		64148	会議机
	64266	台車		64151	会議机
	A8000630	集塵機		64156	会議机
	A8000632	カート		64179	収納棚
	A8000634	台秤		64220	更衣ロッカー
	A8000635	台秤		64245	更衣ロッカー
	A8000636	台秤		64246	トレーユニット
	A8000664	盆		64247	食器棚
	A8000665	盆		A8000754	プレハブ冷蔵庫
	A8000666	盆		A8000755	プレハブ冷蔵庫
	A8000667	盆		A8030264	整理台
	A8000668	盆		A8031931	冷凍庫
	A8000669	盆		64178	収納棚
	A8000670	盆		64276	肘付回転椅子
	A8000676	レジスター用プリンター		64277	肘付回転椅子
	A8000677	レジスター用プリンター		A8000648	金庫
	A8000678	スキャナー		A8000649	テーブル
	A8000679	スキャナー		A8000650	テーブル
	A8000680	スキャナー		A8000651	テーブル
	A8000681	スキャナー		A8000652	テーブル
	A8000703	平台		A8000653	ワゴン
	A8000726	平台		A8000654	ワゴン
	A8000756	プレハブ冷蔵庫		A8000655	ワゴン
	A8000757	プレハブ冷蔵庫		A8000656	回転椅子
	A8000761	パンラック		A8000657	回転椅子
	A8000762	パンラック		A8000658	回転椅子
	A8000763	二槽シンク		A8000659	会議机
	A8000764	平台(作業台)		A8000660	キャビネット
	A8000765	平台(作業台)		A8000661	行事予定表
	A8000766	平台(作業台)		A8000662	整理棚
	A8000767	平台(作業台)		A8000663	テーブル
	A8000768	上棚		A8000672	監視用テレビカメラ
	A8000769	上棚		A8000682	スキャナー
	A8000770	上棚		A8086485	トランシーバー
	A8000771	上棚	米倉庫	A8000643	精米機(石抜機)
	A8023483	製氷機		A8000644	リフト
				A8000645	選別機
				A8000646	特殊計量器
				A8000647	エアーコンプレッサー

質問書（堺市立農業公園「交流施設」）

平成 年 月 日

(質問項目) (申請要項又は仕様書・資料名・ページ・項目)

(質問内容)

団体名			
所在地			
所属名		担当者名	
電話番号		FAX 番号	
Eメール			

※送付先：堺市産業振興局農政部農水産課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-228-6971

FAX 072-228-7370

Eメール nosui@city.sakai.lg.jp

